

選挙制度改革と議員行動

第一節 選挙制度改革と議員

一、選挙制度改革

一九九四年に成立した選挙制度改革関連四法案は八〇年代末以来の政治課題に対する政治の側からの一つの解であった。この帰結にたどり着くまでに自民党政権は三代の内閣の命運、自民党分裂、野党への転落を経験した。リクルート事件を直接の契機とした一連の政治改革における争点は根本的には議員行動のあり方をめぐる攻防であった。このことは、改革論議の方向性を規定する文書となった政治改革大綱（一九八九年五月二三日）の中に窺える。

「中選挙区制下においては、政党本位でなく個人中心の選

濱本真輔

挙となりがちである。多数党をめざすかぎり、おなじ政党のなかでの同士討ちはさげられない。このことは、日常政治活動や選挙運動の重点を政策以外におく傾向に拍車をかけ、利益誘導の政治や、後援会組織の維持と膨大な有権者への手当てのため、多額の金がかかる選挙を生む原因となった。さらに、これらが高じ、政治腐敗の素地をまねくなど、国民の代表として行動すべき政治家の資質、活動のかなりの部分をそこなうにいたっている。」そして、この後の項目において族議員政治の反省ということが述べられ、政治改革大綱は政治資金規正法や定数は正などの従来のスキャンダル対応とは異なり、選挙制度と議員のあり方を根本的に変革しようとする姿勢を示すものであった。

政治改革大綱にあるように、中選挙区制下では選挙区内での同士討ちが発生するために、個人中心の選挙活動が行われ、個人の業績や様々な有権者サービスを提供する必要性が高い選挙制度であった。また、一選挙区の定数が二、六であるために、低得票率でも当選が可能であった。そのため、候補者にとっては特定の有権者の支持を固めることが重要となり、選挙活動も後援会や支持団体へ偏るとされてきた。

この二つの要素が非集権的な政党構造やリーダーシップの欠如を生んでいるとされ、小選挙区制下では解消されると見られていた。そこで、議論の建て直しとして定式化されたスローガンが「政党中心、政策中心」であり、政党や政策論争を中心とする選挙、政治を展開することが目指された。つまり、議員レベルでは選挙関連と政策関連の議員行動を変えることであった。では、選挙制度改革の影響は議員行動のあり方、選挙区活動と政策活動に果たして変化を与えたのであろうか。まず、比較の対象となる中選挙区制下の議員行動に関する研究についてふれる。

二、先行研究（中選挙区制下の議員行動）

まず、選挙区活動については候補者得票の地域的偏重が見られ、特に農村地域では偏重度が高く、保守系候補の安定的当選に関連していることが明らかにされている。また、ラム

ザイヤー、ローゼンブルースは合理的選択論の立場から、このすみ分けを過剰な競争を回避するものであったと指摘している。同様の観点から建林はすみ分けに関して、地域割りとセクター割りの二種類が存在することを指摘している。得票の地域割りが行われていれば、政策分野のすみ分け（セクター割り）は行われず、逆に地域割りが不十分である場合には政策分野の棲み分けが発生し、競争を調整させていたことを指摘している。

後二者の研究は選挙区活動と政策活動を関連付けて分析しているけれども、川人は戦後の自民党が公認候補者数を調整することによって、選挙戦上の失敗を低下させることにある程度は成功したが、候補者間の得票不均衡までは十分にコントロールしえなかったことを戦前期以降のデータ分析から指摘している。このことは、候補者レベルでは完全な調整が行われていなかったことを示しており、選挙区の状況の不確実性によって選挙区活動が低下しない可能性や調整が行われないう可能性を示している。

一方、政策活動に関してはオイルショック以後の成長の鈍化、社会的利益の多元化、中選挙区のインセンティブと自民党のキャリア・パスの構築によって特定の政策領域に恒常的に影響力を有する族議員の存在が指摘された¹⁰。そして、族議員の政策活動（部会参加）が議員の再選と関連し、特に人氣

のある部会として農林・商工・建設が御三家としてあることを政務調査会名簿の経年的な検討および数量化分析から明らかにした。¹¹⁾

けれども、九六年に部会参加のルールが変更され、議員はどの部会にでも参加出来るようになった。そのため、政務調査会名簿は作成されず、役職就任議員の部会参加状況のみが把握可能になった。このことは小選挙区制下では全ての議員が人気の部会参加をすみ分ける必要性がなくなったことが類推されるに留まっている。¹²⁾では、新選挙制度は議員にどのような影響を与えているのであろうか。

三、新選挙制度下の研究展開

この疑問には様々な観点から研究および評価が展開されている。例えば、小選挙区比例代表並立制の有するインセンティブに関してシュガートの研究がある。¹³⁾この研究では九〇年代初頭に選挙制度改革を行ったイタリア・ニュージーランド・ヴェネズエラ・日本の四カ国の分析を行い、選挙制度上は候補者中心の選挙制度から政党中心の方向へ移動したことを示している。

また、別の試みの一つとして、一九九六年総選挙を分析した研究においては以下のように今後の研究の方向性を示している。「選挙制度の変化は個別の選挙区事情と相まって、候

補者・地方政治家・利益団体の行動に影響を与えているために、選挙区事情が異なればその効果も異なった形で現象化したと考えるべきだろう。つまり、われわれが今後分析を進めるうえで考えていかなければならない方向は、いかなる条件の組合せのもとでいかなる結果が生まれるかの探求であると思われ¹⁴⁾。このように、選挙制度に関する直接の因果関係だけではなく、その他のアクターや状況を取り込んだ分析の必要性が示されている。この点について、九六年の東京一七区の自民党候補に関する朴、九六年の静岡一区に関する谷口の研究があり、議員の選挙戦略を後援会、利益団体、系列関係、有権者等との関係から分析している。¹⁵⁾

次に、選挙制度改革の影響の評価に関して、リードは選挙コスト、政党中心のキャンペーン、二大政党制への移行についての三点に関して行っている。¹⁶⁾まず、選挙費用や腐敗（汚職）の水準を下げたこと、無所属候補の参入を抑制するなど選挙運動が政党中心の方向へ移動していること、そして二大政党制へ近づいていると評価している。

以上のように、選挙制度改革の影響を分析する研究および評価は展開されているけれども、選挙期間以外の議員の日常行動には注目が少なく、注目されている研究においては参与観察によるケーススタディが中心となっている。故に、より複数の事例および時系列的に議員行動を位置づけ、傾向の把

握や因果関係に関する考察を深める必要性がある。また、選挙制度は議員の選挙区活動だけでなく政策活動にも影響を与える。この二つの活動の関連を分析の射程に入れることが、議員行動のあり方を変えることを目指していた選挙制度改革の影響を分析する上でも必要であり、また、議員を取り巻く制度や政党の考察へと繋がるものであり、自民党研究や政策過程における議員行動の理解に資するものであると考える。

以上から、本論文での問題設定は次の二つである。まず、議員の選挙区活動が選挙制度改革前後で変化しているのかどうかを確認し、その上で、規定要因は何であるかを分析することである。次に、議員の政策活動および選好に対して選挙制度改革が影響を与えたのかどうか、である。このことを政策活動量および圧力団体との接触量から捉える。このことは、先行研究では部会参加から検討されていたことを、部会参加のアウトプットとしての圧力団体との接触から、逆に議員の政策活動(選好)の方向性を分析する。以上の問題に対して、次節で示す一九八四年から二〇〇三年までの時系列データから検討し、選挙区活動、政策活動に関する選挙制度改革の影響および選挙制度改革以後の議員研究、自民党研究の空白部分を埋めることを目的とする。

第二節 データ

本論文では地方新聞紙に掲載されている議員スケジュール記事を議員行動データとして扱う。本節ではデータの収集方法、意義、分類方法、バイアスなどの問題点に関する議論を行なう。

まず、データベースは新聞記事である。¹⁷⁾二〇〇五年一月現在までに、一三社が議員のスケジュール記事を掲載していたことが判明している。そして、本論文では「いはらき新聞」、「茨城新聞」の一九八四年から二〇〇三年までの二〇年間、「福島民友」の一九八七年から二〇〇三年までの一七年間を対象とする。記事はほとんどの場合において毎週土・日曜日の二面(もしくは三面)に掲載されているものであるが、例外として選挙期間中は該当する院の議員スケジュールは掲載されないこともある。記事のサンプルは本節の最後に掲載したものを参照して頂きたい。

一、カテゴリーと集計処理

次に、収集した記事をどのようなカテゴリーに分類・集計したのか、また集計にあたっての処理方法について述べる。まず、次頁に示しているのが議員行動カテゴリーである。この一二のカテゴリー・リスト作成にあたって、猪口・岩井の

研究で使用されていたカテゴリーを参考にしている。¹⁸⁾ また、ジャーナリストや議員自身による観察によって得られた知見を参考に¹⁹⁾して作成した。

また、東京での支持業界団体との接触は圧力団体の研究において把握されている団体が中心であり、支持業界団体カテゴリー内に九つのカテゴリー（農業・経済・福祉・行政・専門家・教育・労働・市民・宗教）を設定した。団体の分類については圧力団体の研究の分類や類型を採用している。²⁰⁾

集計にあたっては、一つの行動が様々な意味を有する可能性は十分に考えられるが、先行研究と同じように一行動・一カテゴリーとして分類・集計した。今回の分析では議員を自民党衆議院議員に限定し、引退もしくは落選中の場合はデータが入り出ないため除外される。そして、このカテゴリー・リストにそって各カテゴリーに一年間でどれだけカウントされているかという回数を集計し、続いて一年間に議員個人の行動の中でどれだけ割合を求めた。

また、圧力団体との接触に関しては接触数、同じ団体との接触頻度、接触数と頻度を合計した合計接触数、団体全体の中での割合を算出した接触割合の四つの指標を作成した。

そして、原則として一年を一サンプルとしている。これは議員行動が制度によって一定の枠組みを決められているためである。まず、一月からは通常国会があり、その後はほとんど

選挙制度改革と議員行動（濱本）

表一 議員行動カテゴリー・リスト

選挙区	後援会活動・地域挨拶回り(冠婚葬祭)・竣工式・体育祭等のイベント
選挙区(支・業)	県医師会・特定郵便局長会・県軍恩連・商工会議所・県石油関連など
党支部	党県連活動・党支部活動
国会	本会議・各種委員会
政策活動	政務調査会・各種部会活動・各種プロジェクトチーム
政党活動	総務会・全国組織委員長などの役職にまつわる活動
政治活動	派閥総会・研修会(経世会・平成研究会・清和会・宏池会など)
議員懇	情報産業促進議員連盟・日英議員連盟等 各種議員連盟
東京(支・業)	経団連・医師会・大樹・軍恩連・農協等
イベント	園遊会・天皇誕生日・叙勲式典等
内閣	省議・閣議・記者会見等
外交	海外首脳レセプション・海外視察等

どの場合において臨時国会、特別国会が開かれる。そして、年末にかけては予算関連の活動や圧力団体との接触が増えるからである。このため、議員間比較を行なうためには一年を一サンプルとして扱うことが妥当であると考えられる。

しかし、議員の急死や選挙による当落によって、一年間にわたって活動を出来ていない議員が存在する。このため、急死や選挙による途中からのデータについては、四ヶ月以上の掲載が確保されている場合にのみ使用することとした。そして、本論文で使用するサンプル数は最大で二〇年間に議席を確保した衆議院議員合計二八人、延べ数二五二サンプルを分析対象とする。

二、意義

このデータの特徴は次の四点に求められる。一点目は、時系列データであるということである。このことは、日本における議員行動研究が短期間の分析であるのに対して長期間に渡る行動の追跡と分析を可能にする。また、時系列的把握は議員行動のより一般的傾向を把握することに繋がるものであり、選挙制度改革前後の選挙区活動に関する観察を位置づける全体像の把握を行なえる可能性があるのである。

二点目は、議員行動の様々な側面に焦点を当てられることである。例えば、地元でのあいさつ回りなどの活動と政党内

での政策活動などがどのような関係にあるのかという行動間関係を分析することが可能になるということを意味している。このことは選挙区活動と政策活動の関連、政党内活動や利益団体との関係など、議員を取り巻く状況を把握することを可能にしている。

三点目は行動の記録ということである。これは、アンケートによって得られる情報とは異なった側面を捉えることが可能であることを意味する。アンケートとは議員の認識を問うことになるけれども、行動はより限定された中で、議員の判断を経たものである。その点では、国会における議員の法案採決における態度などに近いデータであると言えるかもしれない。

四点目は野党議員や参議院議員を分析の射程に含められることである。このことは、選挙制度の違いや与野党の差異が議員行動に与える影響を分析する上でも有用である。本論文においても、野党議員や参議院議員のケースを傾向の確認のためにコントロール変数として使用している。以上の四点から従来のデータとは異なる観点から議員行動の把握を試みる事が可能になるのではないかと考える。

三、データの問題点

けれども、本論文で使用するデータには次の二点で問題が

第三節 分析枠組み

議員行動を分析する枠組みとして、様々な要因の特定化が行われている。分析するにあたって、国家レベル要因、選挙制度要因、個人要因、政党要因を独立変数とする。議員行動は議会制度、選挙制度、その媒介である政党・派閥、そして議員個人の属性や可変性という四つの要因によって変動すると考えられる。この要因をまとめて示したものが、以下の図1である。矢印は想定される因果関係を示している。

一、国家レベル要因

国家レベルの要因はケイン、フェレジョン、フィオリーナの研究において設定されていたものを参考にしている。議院内閣制、そして選挙制度は政党組織の規律の強さに差異を与える。議院内閣制は内閣を政党が構成し、政党組織が議員の出世のインセンティブを扱うため大統領制よりも政党規律が強く作用する。そして、政党規律の強弱は組織が配分するインセンティブに影響を与え、議員行動に影響を与える。しかし、本論文では国家レベルの要因を定数として分析を進める。

二、選挙制度レベル要因

選挙制度が議員行動を規定していると考えられ、主要な要因

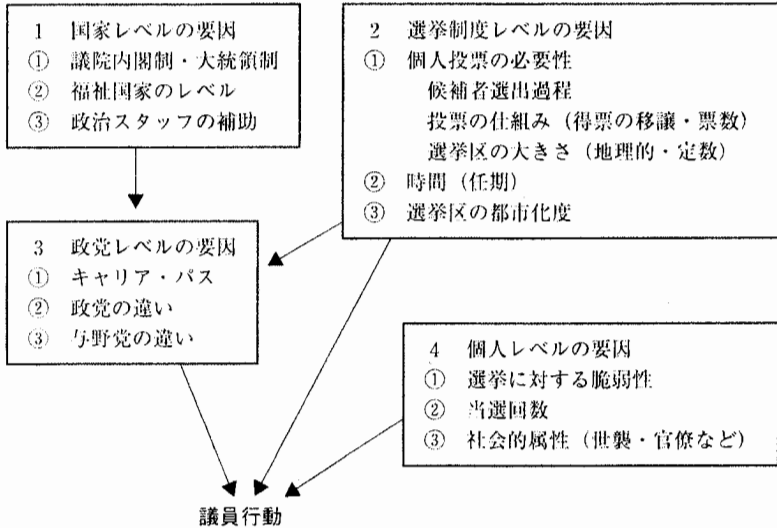
としては次の三点である。

一点目は、個人投票の必要性である。そのため、様々な選挙制度における個人投票の必要性を整理分類したキャリ、シュガートの研究を参考に、衆議院では一九二五年に採用され、一九九四年に廃止された中選挙区制、九四年から採用された小選挙区比例代表並立制の個人投票の必要性を検討する。²⁴

前述およびその後の研究では個人投票の必要性は次の三点で類推されている。まず、一点目は候補者の選出過程である。政党幹部、議員、有権者が選出過程に関与することが出来るかどうかである。二点目は投票の仕組みである。投票が名簿の効果は先の候補者選出過程と投票の仕組みの影響を受ける変数である。例えば、拘束名簿方式では定数が大きくなればなる程に、個人得票の必要性は低下する。逆に非拘束式名簿方式では定数が大きくなればなる程に、候補者には差異化を図るインセンティブが高まるため、個人得票の必要性が高まる。では、上記三点から中選挙区制と小選挙区制について検討する。

まず、中選挙区制下では得票の移譲が不可能であり、有権者は一票を有していた。定数は二から六であり、大政党の議

図-1 議員行動の分析枠組み



員にとつては政党公認の持つ意味が低下し、政党リーダーが選挙に関して議員をコントロールする度合いは低くなる。そして、派閥が議員個人を支援するようになり、派閥政治が展開される要因であった。²⁸⁾

一方、小選挙区比例代表並立制は得票の移譲は不可能であるが、有権者は小選挙区と比例代表の二票を有することとなった。また、小選挙区では定数が一であるため、政党リーダーのコントロールは増大し、政党や政策中心になり、個人投票の必要性は低下すると考えられる。そして、小選挙区と中選挙区を比較した場合には得票の移譲が不可能であり、一票である点と同じであることから、定数の大きさが選挙制度改革によって発生している違いとなる。そして、定数の大きさは議席数が想定されている。議席数は二つの点に影響を及ぼす。まず得票の移譲がない場合、議席数が大きくなればなる程、議員にとつては個人の差異を示す必要性が発生する。²⁹⁾そのため、大政党における議員の個人投票の必要性を小選挙区制が比例代表と独立であるとすれば、日本の選挙制度は以下の順になると考えられる。比例非拘束名簿方式V S N T V（定数の大きさ順）V小選挙区V比例拘束名簿方式の順になると考えられる。³⁰⁾このような個人投票の必要性の違いは議員の再選ハードルの違いであり、候補者の選挙戦術にも影響を与える。得票率の上昇は特定領域の支持だけでなく、より広範な支持

拡大を必要とする。³⁰⁾

また、議席数の効果は競争構造にある。議席数に関してはM+1の法則が指摘されており、選挙制度は議席数を媒介にして選挙区の競争構造に影響を与え、議席数が多い方が均衡を破られやすい。このように、議席数によって選挙区の安定化には差異がある。³⁰⁾

つまり、選挙制度改革は定数を一とすることで、個人得票の必要性を低下させ、また選挙区の競争構造に影響を与えて選挙区の安定化がより行われやすくなるように作用していると考えられる。

けれども、一九九六年の総選挙を分析した結果から、比例代表選挙との併用であり、重複立候補という制度は惜敗率によって比例区での復活当選の可能性を候補者に与えるため、議員個人の小選挙区における選挙活動を行うインセンティブがある。また、小選挙区での候補者擁立は比例区での票の掘り起こしにつながることは実証されており、選挙の当事者においても認識されていることである。³¹⁾ そのため、小選挙区制比例代表並立制が必ずしも小選挙区制のみの制度に比べて、個人得票を低下させるとは言えない可能性がある。

二点目は、任期(時間)を提示する。任期は衆議院で四年、参議院で六年と異なっており、また解散の有無も存在する。この点で、参議院議員は衆議院議員に比べてより任期という

時間的制約に沿った行動を示しているのではないかと考えられる。例えば、参議院議員は選挙日程が衆議院議員に比べて明確であるために、選挙年に向けて地元活動が増加するかもしれない。

しかし、上記の選挙制度から想定されるインセンティブだけでは議員行動は決定されない。実際、小選挙区制のアメリカにおいて個人投票の重要性が増してきていることは指摘されている。³²⁾ また、戦後の中選挙区制を分析したリードは戦後の一〇数年を経てようやく競争がM+1に収斂したことを実証したように、選挙制度は政党の学習を通じて発揮される側面がある。そして、政党地方組織の活動の弱さなど、選挙制度自体や中選挙区制下の遺産によって、小選挙区の制度効果がそのまま生じていないことはこれまでの研究においても確認されている。他に投票行動の点では有権者の候補者に対するイメージを選挙制度改革前後で分析した三宅一郎によれば、地元代表イメージの効果が小規模の都市町村において上昇していること、大都市や農村において地元代表投票の傾向が強まっていることが確認されている。このように、制度は変化していなくとも、また変化したとしても、アクターの行動や環境変動によって、異なった帰結が想定される。そのため、制度要因以外にも環境要因や当選回数や世襲、中選挙区制下では地盤の形成が進められていたかなどの個人要因にも注目

する必要が生じる。

三点目は環境要因として、選挙区の都市化度である。都市化度は選挙区の地理的な状況によって、有権者の傾向が異なることを前提としている。確かに、日本においても農村選挙区と都市部選挙区では投票率、政党支持率も異なり、政党の配置も異なっていた。³⁶ また、都市部は有権者の移動も比較的多く、支持層の形成が農村部よりも難しいことが考えられる。また、都市化度の違いは産業構造の違いとしても考えられ、そのことは議員の再選活動だけではなく、政策活動についても異なった影響を与えていると想定される。この点は、代表のレベルは異なるが、日本においても地方議員の研究において地域差が認められている。³⁷

三、政党要因

次に、政党・派閥なども議員行動に影響を与える。そもそも、政党とは一つの組織であり、組織構成員に対して貢献を引き出すインセンティブを与えなくてはならない一方で、組織をまとめる人物の選抜を行わなくてはならない。³⁸ その対応策の例としてシニオリティ・ルールやキャリア・パスが考えられる。シニオリティは当選回数主義として遅くとも八〇年代には自民党に定着しているが、これは組織構成員に対して役職が平等に配分されることによって、各議員の

政党所属へのインセンティブを保持する原理である。³⁹ 議員行動は政党が用意するキャリア・パスというインセンティブ構造に影響を受けていると考えられ、議員はそれに適応する行動を採ることによって政党内における影響力の拡大や再選を目指すと考えられるのである。この点についてはドットがキャリアの発展段階を示しており、アメリカの議員のキャリア・パスには再選確保の段階・政策形成の段階・院内影響力拡大の段階・コントロールの四段階が存在するとしている。⁴⁰

日本の場合は議院内閣制であり、政党の果たしている役割（および規律の強弱）が異なる。この点に関して、エプスタイン、川人他のアメリカと日本の比較分析では、議院内閣制と中選挙区制下で進行した一党優位の状態がシニオリティと専門性の両方を組み合わせた二段階システムを構築させていたと論じている。⁴¹ いづれにしても、再選の確保、そして次の段階として議院内閣制と選挙制度に影響を受けた政党組織から生み出される制度や慣行、つまり政党のインセンティブ構造が議員行動に影響を与える要因として考えられる。

また、政権に参加しているかどうかという与野党の違いや政党の違いも議員行動に差を与えると考えられる。

四、個人要因

個人要因の一点目は選挙に対する脆弱性である。選挙に強

いかどうかは議員の選挙区向けの活動、また政策態度にも影響を与える要因であると考えられ、政党に対する自律性としても考えられる。

脆弱性を示す指標としては相対得票率、得票率の分布、対次点得票比率などが使用されている。上記の指標は地域的に偏りなく集票を行うことを前提しているため、中選挙区制下の議員も含めて一貫して分析するにあたっては候補者の集票構造を捉えるRS指数や定数の差を越えて分析が可能となるTK指数を使用することによって、議員の選挙に対する脆弱性を測ることが必要であると考えられる。⁴²⁾

二点目は、当選回数である。当選回数は自民党においてはキャリア・パスとして意味があるだけでなく、議員年数を表す指標として、選挙区においては知名度の差としても見る事が可能である。

三点目は、議員の社会的属性である。まず、社会的属性としては世襲議員なのかどうか、また前歴である。いわゆる「三パン」を有している世襲議員とそうでない議員とではリソースの差があり、行動のあり方が異なると考えられる。また、前歴として組織役員や労働組合の候補、官僚であるかどうか等も影響を与える要素であると考えられる。

五、各要因の操作化

では、各要因の操作化についてふれる。選挙制度レベルの要因としてはまず、個人投票の必要性である。そして、小選挙区と中選挙区の個人得票の差異を生んでいるのは選挙区の大きさにある。このため、選挙区の大きさは各選挙区の定数を当てはめている。

次に、競争構造が競争の激しい選挙区と無風区では議員の行動も異なるであろう。そのため、競争構造については選挙区の最下位当選者と次点者の得票比率から選挙区を分類している。また、対次点得票比率は低いけれども有効候補者が存在していることが考えられる。そのため、選挙区の有効候補者数をラクソ・タガペラ指数に基づいて算出する。定数の差をコントロールするために、ラクソ・タガペラ指数から定数を引いた数値を使用している。以上から、対次点得票比率からだけでは把握しきれない選挙区の状態、中選挙区制下と小選挙区制下を一貫して分析できる指標を採用した。

次に、任期がある。衆参議院では解散の有無の違いがある。このことはデータを時系列で捉えることによって把握する。また、入閣時期行動のパターンが異なるため、入閣期としてダミー変数を与えている。

最後に、選挙区の都市化度が考えられる。都市化度について

ては産業構成などによってカテゴリー変数として分類しているものから、様々な統計量を主成分分析にかけた結果を使用しているものもある。本論文では小林、名取によって提示されている都市化度を使用する。⁴⁴

次に、政党レベルの要因についてふれる。分析対象の時期には議員行動が当選回数を基準とするキャリア・パスに沿って変化していると考えられることから、政党内活動の分析に際しては当選回数を使用する。当選回数はキャリア・パスとの関連で分析する際には野中の先行研究にそって、三つのグループに分けた。当選一〜三回までの議員に一、当選四・五回の議員に二、当選六回以上の議員については三をそれぞれ与えて分析を行なう。

次に、個人要因として選挙に対する脆弱性は中選挙区制下と小選挙区制下を一貫して分析する指標としてTK指数およびRS指数、対次点得票比率を使用する。TK指数とは中選挙区制下の定数の差を越えて候補者の集票力を見る指標である。⁴⁶ また、中選挙区制下に特徴的な議員の集票構造を捉えるRS指数も併せて使用する。また、RS指数は小選挙区制下では選挙区内の得票の分散が高いことは、逆に選挙区活動を行うことになると考えられる。

次に、当選回数である。当選回数は選挙区活動において、議員年数や知名度としての側面があり、選挙区活動および政

策活動に関する重回帰分析では直線的な増減は考えにくいため、当選回数を対数化して使用している。

最後に、社会的属性についてである。分析にあたっては、世襲であるかどうかを加える。そして、本論分では世襲を衆議院議員もしくは参議院議員を経験した祖父もしくは両親から受け継いだ者を世襲であると見なした。この狭義の意味での世襲を採用した理由として、一般に議員の親族には市議・県議を経験している者がいる可能性は高く、そこまでを世襲と見なすことは「三パン効果」を見る上で不適切であると考えられるからである。そして、非世襲議員に○、世襲議員に一というダミー変数を与えて分析を行った。

第四節 分析

一、選挙区活動の分析

ここでの課題は選挙区活動として、選挙区活動総合計、党支部活動、選挙区利益団体活動の傾向を確認する。そして、確認された傾向が選挙制度によって、どのように規定されているのかについて分析を行うことである。

まず、選挙区活動総合計の展開を選挙期間ごとに議員別に平均を取ったものを示したのが図1・2である。中選挙区制下では、茨城旧二区（梶山・塚原）および三区の議員（赤城・

中村・丹羽）が活動を減少させているが、他の議員は増加や横ばいの状態であり、全体的な傾向は見出せない。しかし、選挙制度改革期（一九九三～九五）以後には全体的に、やや低下している傾向にあることが窺える。改革後、初の総選挙となった九六～九九年の時期は増加した議員も見られたが、二〇〇〇～〇三年の期間にはほとんどの議員が選挙区活動を減少させている。では、このような減少傾向は選挙区活動が党支部活動へと移行したことによるものであろうか。

そこで県連や各支部の活動を含む党支部活動を見てみると、選挙制度改革後に党支部活動は一〇程度の増加を示した。けれども、行動全体の中で見ると党支部活動は二～三％であり、行動の中に占める割合が変化したとは言えないであろう。

次に、選挙区内の利益団体との接触を示すのが図一3である。ここから、選挙制度改革後に利益団体との接触割合がほとんどの議員において増加傾向にあったことが窺える。例えば、根本議員は観察の範囲では九四年に一〇一であった接触数が九五年には一八二へと増加している。

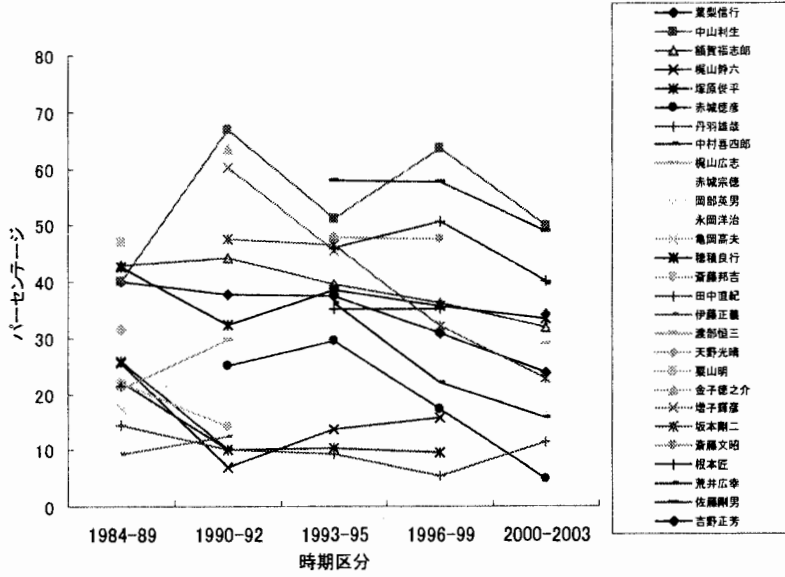
では、以上の傾向を従来の観察との関係で検討する。選挙制度改革前後の議員の選挙区活動全体はおおむね減少傾向にあることは小選挙区への移行によって、こまめな挨拶回りをしなければならなくなった等の議員の感想が必ずしも一般的なものではないことを示している。

次に、党支部活動の低さは議員の日常活動レベルでの党支部の役割には変化が見られず、議員個人の選挙区活動の代替にはなっていないことが窺える。

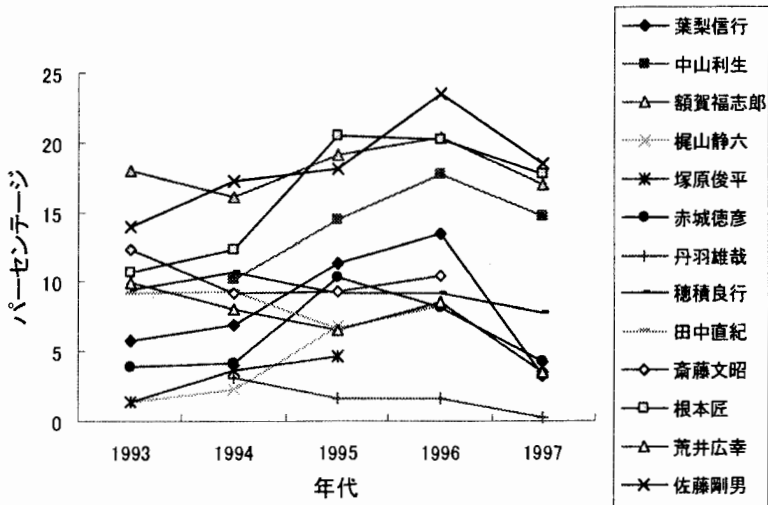
次に、利益団体との接触が改革直後の数年に関しては全体的に増加傾向にあったことは東京と茨城を対象としたJIGS調査での低下の傾向とは逆の傾向である。けれども、今回のデータにおいては同じ団体との複数回の接触がカウントされていること、また、JIGS調査では各団体カテゴリー内での低下傾向であったことを考慮に入れる必要性がある。一方、先の調査と同様な傾向は労働団体との接触が見られたこと（JIGS調査においては増加傾向にあったこと）である。この点で、自民党議員の選挙区団体との接触の幅は拡大していることが窺える。しかし、このことは自民党に限った事というよりは現職効果であるかもしれない。なぜなら、今回の対象範囲外ではあるが、野党議員の接触の幅も増加していることが観察されたからである。接触レベルではあるけれども、自民党の優勢である農村部においてさえも差は縮小しているのかもしれない。

選挙区活動全体の傾向は中選挙区制下では様々であり、一方で、制度改革後には全体的に低下する傾向が見られた。党支部活動が代替していないとすれば、先の傾向はどのような要因によって規定されているのだろうか。このことを、選挙

図一 2 議員別選挙区活動総合計の傾向



図一 3 選挙制度改革前後の選挙区利益団体との接触割合



制度改革前後の期間ごとに検討した結果が表12である。

まず、一九八四年から一九九四年までの中選挙区制下の期間を見た場合に、地元活動全体を規定している要因として、対次点得票比率と当選回数が大きいことがわかる。この二変数はそれぞれ先行研究においても示されていたことと同じ効果であり、当選回数とともに選挙区活動が減ることは朝日新聞の選挙区活動に関するアンケートの結果とも符合する。また、候補者評価投票において有権者の候補者認知は当選回数の影響を受けていることから、当選回数の上昇とともに、選挙区活動の低下傾向にあることは符合する結果である。⁴⁸

一方、RS指数および定数が5%水準で有効となったことには解釈が必要である。RS指数の高さは特定地域への集票が偏っていることを示すものであり、この指数の高い方が選挙区活動を増加させるということは、すみ分けによる偏重的集票構造が議員にとつて再選のための行動としては不十分なものであり、地盤の拡大および維持に努めていることが窺えるかもしれない。

また、定数が大きくなるに従つて選挙区活動全体を減少させる方向に働いていることは、定数が大きくなる程に議員の差異化を図る必要性が高まり、選挙区活動が増加するという仮定とは異なる結果である。この結果を生じた理由として、サンプルのバイアスとともに、定数の大きさに伴う競争状況

の差異が考えられる。例として、茨城旧一区と旧三区の例を取り上げる。旧一区は定数四に対して自民党候補が三、時には四人を立てていた。一方、旧三区は定数五に対して自民党候補が三であった。このことは、支持層の競合度では定数の低い割に同一政党候補が多い旧一区の方が選挙区活動をより多くしなければならなかったことを示していると考えられる。つまり、政党内競争と政党間競争では選挙区活動に対する影響力が異なっていたと考えられ、この点で、有効候補者数に占める同一政党候補者の割合というものが有効な指標であるかもしれない。

次に、小選挙区制下の議員行動を見た場合に、当選回数とTK指数が1%、5%水準で有効となり、どちらも選挙区活動全体を減少させる方向に作用している。このことは、先の選挙制度改革後の選挙区活動全体の減少傾向が当選回数とTK指数によつて説明されることを示している。

以上の選挙制度改革前後の比較から、規定要因の変化が見られた。中選挙区制下では選挙制度要因である定数と個人要因であるRS指数、当選回数、対次点得票比率が規定していたのに対して、小選挙区制下では個人要因であるTK指数と当選回数が規定していた。TK指数は選挙制度改革後に上昇しており、この上昇は選挙区内の競争が定数の変化によつて安定化の方向へ進んでいることによるものと考えられ

表一 選挙区活動総合計に対する重回帰分析

説明変数	改革以前		改革以後	
	標準化回帰係数	t 値	標準化回帰係数	t 値
定数項		3.463**		5.479**
対次点得票比率	0.377	4.984**		
T K 指数			-0.275	-2.581*
R S 指数	0.322	3.125**		
当選回数	-0.226	-2.798**	-0.238	-2.629**
世襲				
定数（議席数）	-0.181	-2.423**		
有効候補者数				
都市化度				
接戦度			0.200	1.823
入閣期	-0.023	-0.364	-0.027	-0.311
ケース数	128		98	
自由度調整済み決定係数	0.527		0.277	

**<0.01 *<0.05

改革以後は定数は1のため投入していない。また、空欄は相関係数、主成分分析、VIFの値から多重共線性の可能性を判断し、投入していないためである。また、表-4についても同様である。

る。

二、政策活動の分析

次に、議員の政策活動について分析を行う。政策活動とは、政務調査会や小委員会などの参加をカウントした政策活動、議員連盟への参加をカウントした議員連盟活動の2種類をもとに行う。ここでの課題は政策活動の傾向を確認し、その上で選挙と政策活動の関連を見る。そして、特定の政策領域に影響力を行使する族議員という議員類型が選挙制度改革によって同一政党候補者がいなくなったこと、得票率の上昇が議員の政策選好にどのような変化を与えているのかを分析することである。（注）選挙制度改革後の得票率の上昇については、田中善一郎『日本の総選挙・九四六―二〇〇三』東京大学出版会、二〇〇五年（p.239）

はじめに、選挙制度改革前後の政策活動の傾向を見たのが表-3である。ここから、選挙制度改革後にどの当選回数においても5%から10%程度、上昇していることがわかる。また、選挙制度改革後の標準偏差も一・五倍から二倍へと拡大しており、以前よりも活動に対する議員の取り組み状況には差が生じていることを示していると考えられる。そして、各年で傾向を見た場合に、九四年から九五年にかけて上昇しており、部会参加の規則改正との関連が考えられる。また、

当選回数との相関は—〇・三一八であり、一％水準で有効となつた。当選回数とともに議員の政策活動の減少傾向は部会所属数の低下を確認した先行研究と符合する結果である。以上から、議員の政策活動の比重がより高まっていることは窺える。

次に、議員連盟活動である。議員連盟活動の傾向は行動全体の中では五％程度であり、どの当選回数の段階においてもほとんど差はなく、選挙制度改革前後に上昇傾向は見られない。政策活動との傾向の違いはあくまでも議員連盟が党の機関ではなく、設立や廃止が任意であることにあるのかもしれない。

では、政策活動の変化はどのような要因によつて規定されているのであろうか。この点を選挙制度改革前後に分けて分析を行った結果が表—4である。まず、中選挙区制下の政策活動にはTK指数、定数、世襲要因が政策活動を増加させる方向に作用していたことが見受けられる。TK指数と世襲要因はどちらも選挙との関連であり、選挙に対する余裕が政策活動を増加させているようである。また、定数が政策活動を増加させていることは、定数の増加によつて同一選挙区候補者数の多さのために、差異化の必要性が高いことにあると考えられる。そして、政策活動を減少させる方向としては当選回数、接戦度、入閣期が有効となつた。当選回数が政策活動

を減少させることは、部会所属が低下することを示しており、接戦度は選挙区の状態が政策活動を規定していることを示している。また、入閣期には政党内活動が減少することを受けていると考えられる。以上から、中選挙区制下の政策活動には個人要因だけでなく、選挙制度要因との関連が確認された。

選挙制度改革以後では中選挙区制下と比べて、入閣期と接戦度が有効ではなくなつた。入閣期はサンプルに入閣した議員が少なかったことの影響であると考えられる。そして、接戦度と当選回数は一貫しており、議員の政策活動にも選挙との関連が見出せた。

では、政策活動の方向性は選挙制度改革によつて政策領域のすみ分けの必要性がなくなつたことや選挙制度のインセンティブからは広範な団体との接触が想定されるけれども、果たして議員の政策活動の嗜好を広げさせる方向へと変化させているのであろうか。このことを政策活動のアウトプットとしての圧力団体との接触の傾向から分析する。まず、接触頻度の偏りを示す頻度分散を示しているのが図—4である。ここから、一貫して接触頻度の分散が低い議員と分散の高い議員が存在することがわかる。分散の高さは接触団体の偏りと接触数の多さを示しており、分散の高い議員は族議員として見られていた議員である。例えば、梶山静六、渡部恒三は商工族、中村喜四郎は建設族、また丹羽雄哉は厚生族議員であ

表-3 選挙制度改革前後の政策活動の傾向

当選回数	改 革 前			改 革 後		
	平均値	標準偏差	サンプル	平均値	標準偏差	サンプル
1～3回	12.132	5.276	44	24.237	10.371	54
4・5回	16.49	6.137	26	24.927	17.556	21
6回以上	8.572	6.248	59	14.022	9.634	48

表-4 政策活動に対する重回帰分析

説明変数	改 革 以 前		改 革 以 後	
	標準化回帰係数	T 値	標準化回帰係数	T 値
定数項		-0.449		9.366**
対次点得票比率				
TK 指数	0.392	5.339**		
RS 指数				
当選回数	-0.402	-5.536**	-0.498	-4.907**
世襲	0.312	4.498**	0.426	4.177
定数（議席数）	0.224	3.29**	—	
有効候補者数				
都市化度				
接戦度	-0.214	-3.051**	-0.202	-2.126*
入閣期	-0.272	-3.914**	-0.086	-0.936
ケース数	128		98	
自由度調整済み決定係数	0.432		0.255	

**<0.01 *<0.05

次に、接触頻度の分散は接触数に影響を受けるため、接触数の影響を受けない接触割合の分散を示したものが図-5である。これから、選挙制度改革後に徐々にではあるけれども、接触割合の分散の低下が見られる。このことは、中選挙区制下の特定領域の圧力団体との集中的接触から全体的接触へと、団体の偏りがなくなってきたことを示していると考えられる。また、この低下傾向には当選回数以外の要因があることが窺える。なぜなら、梶山静六、額賀福志郎の低下傾向は有力議員への移行を示しているものと解釈することも可能であるが、当選回数の低い根本匠、赤城徳彦、荒井広幸は部会長ポスト就任時期という最も分散の伸びが見られる時期にも関わらず低下傾向にあるからである。

図-4 圧力団体との接触頻度の分散

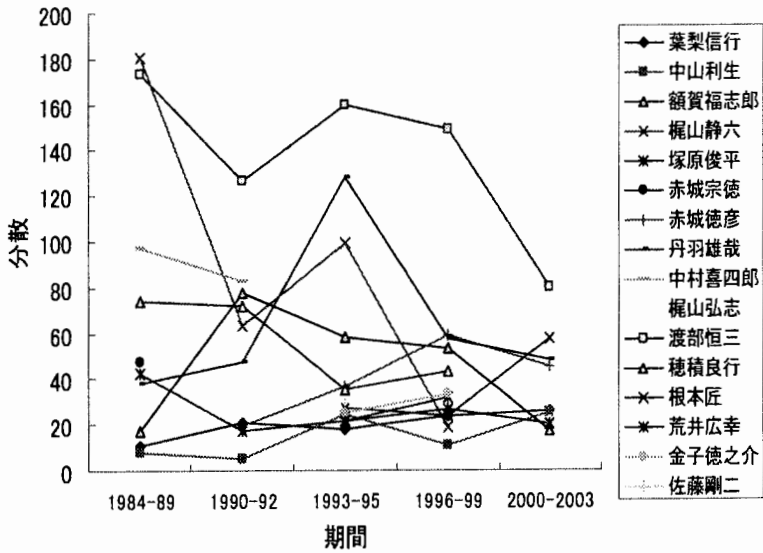
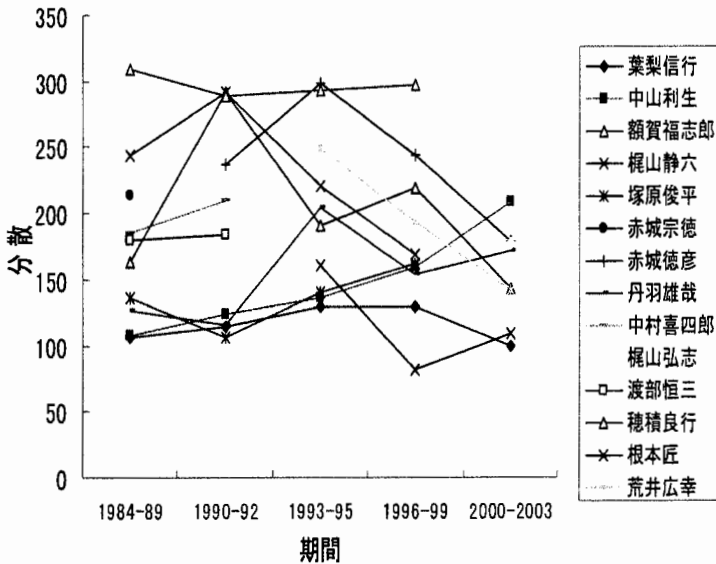


図-5 圧力団体との接触割合の分散



また、接触数の少ない議員レベルでは接触割合の分散の低下傾向は見られなかった。むしろ、維持もしくは増加傾向を示した。この事例はコストリカ方式を採用し、比例区選出経験を有している議員（中山利生、葉梨信行、穂積良行）に見られた。この点で、圧力団体との接触が選挙制度のインセンティブによつて族議員型からキャッチオール型へと変化してきていること、そして議員の政策選好が中選挙区制下よりも拡大していることが考えられる。

第五節 結論

最後に、議員の選挙区活動と政策活動に関する結果をまとめ、選挙制度改革の影響について考察を加える。まず、茨城、福島県の事例からは以下の五点の結果が得られた。

一点目は制度改革後の選挙区活動全体の低下傾向である。二点目は制度改革に伴う規定要因の変化が見られた。このことは、選挙制度改革によつて選挙区内の同一政党候補者がいなくなり、選挙区が安定したことによつて選挙に対する脆弱性が低下したこと、また当選回数によつて規定されていた。中選挙区制下の不安定な状態から変化したことが全体的な選挙区活動の低下傾向を規定しており、選挙制度改革に伴う定数の変化が影響を与えていると考えられる。

けれども、選挙区活動の減少傾向は自民党優位の地域であることを考慮に入れる必要がある一方、党支部活動は微増であり、選挙制度改革の目的であった政党中心という方向へは議員の日常活動レベルでは変化が見られていない。現時点で選挙制度改革による変化が見られない部分であるとも言えるだろう。

三点目は制度改革直後の選挙区利益団体との接触増加が見られたことである。このことは従来の一つのすみ分けであったセクター割りというものが消滅の方向にあると見られる。そして、事例となった茨城、福島県と大都市部では利益団体の配置状況が異なるため、分析の射程外となった大都市部選出の議員の方はさらに広範な団体との接触をしていると考えられる。この点は選挙制度のインセンティブに沿つて変化した部分であると言える。

四点目は政策活動の上昇傾向および選挙制度との関連が確認されたことである。このことは議員の政策志向の強化が窺える。政策活動の増加は選挙制度改革後に発生しており、部会参加のルール変更はこれを追認した形であると考えられ、また、様々な政策領域への対応を迫られた結果ではないだろうか。

この点を検討したのが五点目の圧力団体との接触パターンの変化と政策選好の拡大である。圧力団体との接触が従来の

族議員に代表される特定領域への集中的接触から全体的接触へと変化(族議員型からキャッチオール型)しつつあることが窺えた。この点は議員の政策態度が族議員に代表されるような特定利益への集中が必ずしも合理的な行動ではなくなってきたりすることや政策に対する凝集性を高めたことを意味していると言えるであろう。

以上の分析から、選挙制度改革によって徐々にではあるが、議員行動のあり方は制度のインセンティブに沿った方向へと変化してきていることが窺えた。

- (1) 佐々木毅「政治改革とは何だったのか」佐々木毅編『政治改革』一八〇〇日の実実』講談社一九九九年 pp.53-70。
- (2) 佐々木前掲書 p.26。
- (3) 飯尾潤「竹下・宇野・海部内閣」佐々木毅編『政治改革』一八〇〇日の実実』講談社一九九九年 p.25。
- (4) 小沢一郎「日本改造計画」講談社一九九三年。
- (5) 本論文では行動とは時間的・空間的に移動する行為の連続として捉えており、活動とはその下位単位の行為であり、具体的な行為は活動として使用する。H・ユロー(内山秀夫)『行動政治学の基礎』東海大学出版会一九七五年 p.164。
- (6) 水崎節文「衆議院総選挙における地域偏重的集票の計量分析試論」『岐阜大学教養学部研究報告』第十七号(一九八二年) pp.27-42。
- (7) M・ラムザイヤ、F・ローゼンブルース(加藤寛監訳 川野辺裕幸・細野助博訳)『日本政治の経済学—政権政党の合理的選択—』弘文堂一九九五年。
- (8) 建林正彦「中選挙区制下の議員行動」『変化をどう説明するか—政治編』木鐸社二〇〇〇年 pp.97-121。
- (9) 川人貞史「中選挙区制における政党間競争—超ドント比例性と大政党」『選挙』一九九九年九月号 pp.1-11。
- (10) 内海賢二「利権に群がる「圧力議員」の実態」『現代』一九八二年八月号 pp.149-159。猪口孝・岩井泰信「族議員の研究—自民党を牛耳る主役達—」一九八八年。
- (11) 猪口、岩井前掲書 pp.136-141。
- (12) 建林前掲論文 p.120。建林正彦「議員行動の政治経済学—自民党支配の制度分析—」有斐閣二〇〇五年 pp.179-204。では選挙制度改革後の政策活動の分析が行われているが、議員の政策嗜好については分析が行われていない。
- (13) Matthew S. Shugart, "Electoral efficiency and the move to mixed-member systems," *Electoral Studies*, No.20, 2001, pp.173-193.
- (14) 片岡正昭・山田真裕「読売選挙班へのアンケート調査分析」大塚秀夫編『政界再編の研究—新選挙制度による総選挙—』有斐閣一九九七年 p.253。
- (15) 朴詒熙「代議士につくられ方—小選挙区の選挙戦術—」文春新書二〇〇〇年。谷口将紀「現代日本の選挙政治—選挙制度改革を検証する—」東海大学出版会二〇〇四年。
- (16) Steven R. Reed, "Evaluating political Reform in Japan: A Midterm Report," *Japanese Journal of Political Science*, 3(2), 2002, pp.243-263. その他の評価として、佐藤誠三郎「選挙制度改革論者は敗北した」

『諸君』一九九七年一月号 pp.60-70。北岡伸一「与党と野党の政治力学―新制度の総括と政党政治の行方」『中央公論』一九九七年一月号 pp.38-57。小林正弥「恩顧主義的政党と選挙制度改革―日本政治「成功」の要件」『千葉大学法学論集』第一八巻第一号二〇〇三年 pp.195-285を参照。

(17) 国立国会図書館HP等で確認された地方新聞社六二社にメールもしくは電話で関連記事の掲載および掲載の経緯や記事作成過程について問い合わせた。また、記事の収集は国立国会図書館および該当各県の県立図書館を利用した。

(18) 猪口孝・岩井奉信前掲書 pp.41-72。

(19) 白川勝彦「自民党代議士の日常活動」『ジュリスト増刊』総合特集号(一九八四年六月) pp.102-107。内田健三『現代日本の保守政治』岩波新書一九八九年 pp.167-168。野中高人「自民党政権下の政治エリート―新制度論による日仏比較―」東京大学出版会一九九四年 p.234。その他に参考にしたものとして以下の文献等がある。小林照幸『政治家やめます―ある自民党議員の一〇年間―』講談社二〇〇一年。竹下登「政治とは何か」講談社二〇〇一年。平沢勝栄「明快!―国会議員」白書』講談社二〇〇一年。

(20) 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊「戦後日本の圧力団体」東洋経済新報社一九八六年。

(21) 福島民友一九八九年一月一四日

(22) 分析枠組みの構築において、以下の文献を参照。Bruce E. Cain, John A. Ferejohn, Morris P. Fiorina, *The Personal Vote: Constituency Service and Electoral Independence*. Harvard University Press, 1987. Patricia K. Freeman, Liliand E. Richardson JR, "Explaining Variation in Casework Among State Legislators," *Legislative Studies Quarterly*, Vol.21, 1, Feb-

ruary 1996 pp.41-56. pp.67-91. Rachael E. Ingall, Brian F. Crisp, "Determinants of Home Style: The Many Incentives for Going Home in Colombia," *Legislative Studies Quarterly*, Vol.24, 3, August 2001 pp.487-512. Donley T. Studiar, Ian McAllister, "Constituency Activity and Representational Roles among Australian Legislators," *The Journal of Politics*, Vol.58, No.1, 1996, pp.69-90.

(23) Bruce E. Cain, John A. Ferejohn, Morris P. Fiorina, "The Constituency Component A Comparison of Service in Great Britain and the United States," *Comparative political Studies* Vol.16, No.1, April 1983.

(24) John M. Carey, Matthew S. Shugart, "Incentives to Cultivate a Personal Vote: a Rank Ordering of Electoral Formulas," *Electoral Studies*, Vol.14, No.4, pp.417-439.

(25) 上の点については以下の論文において修正されている。Matthew Soberg, Shugart, *op. cit.*, pp.173-193.

(26) 中選挙区制下の影響については川人真史「中選挙区制研究と新制度論」『選挙研究』第一五号二〇〇〇年 pp.5-16。

(27) 定数の大きさと個人投票に関する効果を検討したものととして、以下の論文を参照。Brian F. Crisp, Maria C. Escobar-Lemmon, Bradford S. Jones, Mark P. Jones, Michelle M. Taylor-Robinson, "Vote-Seeking Incentives and Legislative Representation in Six Presidential Democracies," *The Journal of Politics*, Vol.66, No.3, 2004, pp.823-846.

(28) たなし、非拘束名簿方式の比例代表選挙において、公明党や共産党のように、得票の配分を政党が行う場合には個人得票の必要性が高いとは必ずしも言えない。この点で、政党の差異が選挙制度要因の個人得票の必要性を規定している。

(29) Roger B. Myerson, "Theoretical comparisons of electoral systems,"

- European Economic Review*: No.43 1999 pp.671-697.
- (30) スタイブン・R・リード「中選挙区におけるM+1法則」『総合政策研究』第二号(一九九七年) pp.235-244。
- (31) 水崎節文・森裕城「小選挙区比例代表並立制における地域票の動向」『福山女学園大学研究論集』(第三二号)二〇〇二年 pp.1-17。
 朴前掲書 pp.50-51。
- (32) 時間の変数には任期制限の影響を分析するものがある。例えば、
 John M. Carty, *Term Limits and Legislative Representation*, New York, Cambridge University Press 1996. Michelle M. Taylor, "Formal versus Informal Incentive Structure and Legislator Behavior: Evidence from Costa Rica," *The Journal of Politics*, Vol.54, No.4, November 1992 pp.1055-1073.
- (33) Bruce E. Cain, John A. Ferejohn, Morris P. Fiorina, *op. cit.*, 1987.
- (34) 大嶽(編)前掲書。
- (35) 三宅一郎『選挙制度改革と投票行動』木鐸社二〇〇一年 p.45-57。
- (36) 小林良彰『現代日本の政治過程』東京大学出版会一九九七年 pp.150-191。
- (37) 北原鉄也「地方議員の行動分析―試論―有権者・行政に対する態度をめぐって」『愛媛法學』九卷一号 pp.93-130。
- (38) 組織における選抜などについて、以下の文献を参照。桶澤裕昭「日本の官僚人事システム」『東洋経済新報社』一九九六年。
- (39) 定着時期について、川人貞史「自民党における役職人事の制度化」『法學』五九巻六号 pp.933-957。
- (40) Lawrence C. Dodd, "A Theory of Congressional Cycles: Solving the Puzzle of Change," in Wright, Jr., Gerald C., Rieselbach, Leroy N., and Dodd Lawrence C., eds., *Congress and Policy Change*, Agathon Press, 1986 pp.7-11.
- (41) Epstein David, Barry David, Kawato Sudatani, and O'Halloran Shayn, "A Comparative Approach to Legislative Organization: Careerism and Seniority in the United States and Japan," *American Journal of Political Science*, Vol.61, No.3, 1997. 二段階のルートについては佐藤・松崎前掲書 pp.216-217。第一段階における潜在的な競争が存在していることについては野中前掲書 pp.172-179。
- (42) 水崎前掲論文。
- (43) M. Lasko, and Tangepera, "The Effective Number of Party: A measure with Application to Western Europe," *Comparative Political Studies*, No.12, pp.3-27.
- (44) 小林良彰「選挙区特性と投票行動に関する時系列分析」『慶應法学研究』第五七巻第六号(一九八四年) pp.21-50。
- (45) 小林前掲書および名取良太「利益誘導政治と選挙制度改革」『選挙研究』一七号北樹出版二〇〇二年 pp.128-141。
- (46) TK指数、MK指数については以下の文献を参照。蒲島郁夫「戦後政治の奇跡―自民党システムの形成と変容―」岩波書店二〇〇四年。
- (47) 森裕城「団体―政党関係―辻中豊編著『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社二〇〇二年 pp.156。
- (48) 朝日新聞一九九九年二月二七日
- (49) 三宅一郎「新党の出現と候補者評価モデル」『レヴァイアサン』一五号一九九四年 pp.32-52。
- (50) 辻中前掲書 pp.84-117。